

大東文化大学大学評議会議事録要旨

日 時：平成31年2月18日（月）16時01分～16時44分
場 所：大東文化大学板橋校舎2号館2階2-0220大会議室
構 成 員：53名（定足数36名）
出 席 者：46名
議 長：門脇 廣文（学長）

I. 報 告 事 項：

1. 理事会および常務審議会報告について

学務部長より、平成31年1月23日、30日開催の常務審議会および平成31年1月23日開催の理事会の議案について、資料に基づき報告があった。

2. 大東文化大学基準別基本方針の改定について（修正報告）

議長より、昨年12月開催の大学評議会および理事会において承認された大東文化大学基準別基本方針について、資料に基づき報告があり、一部文言上の修正を行ったので、本日報告分を最終版とする旨の説明があった。

3. キャリアセンターからの報告について

副学長（キャリアセンター所長）より、現在4年生の就職活動状況・今後の支援、3年生への進路支援について、資料に基づき報告があった。

4. 入学センターからの報告について

副学長（入学センター所長）より、2020年度入学試験概要の見直し確認について、資料に基づき報告があった。

5. その他

議長より、「DAITO VISION 2023+10」の検討開始について、資料に基づき報告があった。

報告承認事項：

1. 学園・大学役職者（図書館長、学生支援センター所長、北京事務所長、東洋研究所長、大東文化歴史資料館長、診療所長）の選出について

議長より、学園・大学役職者（図書館長、学生支援センター所長、北京事務所長、東洋研究所長、大東文化歴史資料館長、診療所長）の選出について、資料に基づき報告があり、審議の結果、これらが承認された。

2. 海外の大学（インド／キリスト大学）との交流協定書の締結（案）について

国際交流センター所長より、海外の大学（インド／キリスト大学）との交流協定書の締結（案）について、資料に基づき報告があり、議長より、本案件については本日の大学評議会の議を以って大学院評議会の議としたい旨の補足説明があった。審議の結果、これを理事会に付議する

ことが承認された。

議 案：

1. 大東文化大学語学検定試験受験料助成規程の改正（案）について

国際交流センター所長より、大東文化大学語学検定試験受験料助成規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件に係る内容については各学部教授会で承認を得ていること、また、教授会の審議を以って研究科委員会の審議と替える了解も得ていることから、本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

2. 学校法人大東文化学園内部質保証規程の制定（案）について

議長より、学校法人大東文化学園内部質保証規程の制定（案）について、資料に基づき説明があり、本件については、各学部教授会で承認を得ていること、また、各学部教授会で教授会の審議を以って研究科委員会の審議と替える了解も得ていることから、本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

3. 大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の改正（案）について

副学長（ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長）より、大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件に係る内容については各学部教授会で承認を得ていること、また、教授会の審議を以って研究科委員会の審議と替える了解も得ていることから、本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これが承認された。

4. 大東文化大学特別研究費交付規程の改正（案）について

議長より、大東文化大学特別研究費交付規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、本件に係る内容については各学部教授会で承認を得ていること、また、教授会の審議を以って研究科委員会の審議と替える了解も得ていることから、本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

5. 大東文化大学キャリアセンター規程の改正（案）について

副学長（キャリアセンター所長）より、大東文化大学キャリアセンター規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件に係る内容については各学部教授会で承認を得ているので、本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

6. 大東文化大学学長選考規程の改正（案）について

学務部長より、大東文化大学学長選考規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件に係る内容については各学部教授会で承認を得ているので、本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これが承認された。

7. 大東文化大学学則（教職課程関連科目）の改正（案）について

教職課程センター所長より、大東文化大学学則（教職課程関連科目）の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件に係る内容については改正対象全ての学部教授会で承認を得ているので、本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

8. 大東文化大学学則（第 23 条の 3／教育職員免許状、第 23 条の 5／文学部 授業科目の開設等）の改正（案）について

文学部長より、大東文化大学学則（第 23 条の 3／教育職員免許状、第 23 条の 5／文学部 授業科目の開設等）の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件は文学部書道学科の教員免許に関することであるため、各学部教授会の議を経ずに本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

9. 大東文化大学学則（第 23 条の 29／社会学部 授業科目の開設等）の改正（案）について

社会学部長より、大東文化大学学則（第 23 条の 29／社会学部 授業科目の開設等）の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件は社会学部のカリキュラムに関することであるため、各学部教授会の議を経ずに本会議で承認いただきたいとの補足説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

10. 大東文化大学全学教務委員会規程の改正（案）について

副学長（全学教務委員会委員長）より、大東文化大学全学教務委員会規程の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件は軽微な変更改正であるため、各学部教授会の議を経ずに本会議で承認し、また、本日の大学評議会の議を以って大学院評議会の議としたい旨の補足説明があった。審議の結果、これが承認された。

11. 事務組織の改編に伴う各種関連規則の改正（案）について

学務部長より、事務組織の改編に伴う各種関連規則の改正（案）について、資料に基づき説明があり、議長より、本件は事務組織の改編に伴う軽微な変更改正であるため、各学部教授会の議を経ずに本会議で承認し、また、本日の大学評議会の議を以って大学院評議会の議としたい旨の補足説明があった。審議の結果、理事会付議分を含め、これらが承認された。

12. 2020 年度以降の学費に関する法人原案について

議長より、2020 年度以降の学費に関する法人原案について、大学学費等検討委員会は大学評議会の下に設置されるので、本日の大学評議会に学費等検討委員会の設置を諮りたい旨の説明があった。審議の結果、これが承認された。

以 上